

高齢者等のインフルエンザ 予防接種費用一部助成

「高齢者等のインフルエンザ予防接種費用助成事業」は、定期接種（予防接種法に基づく接種）として、65歳以上の高齢者等を対象にインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成するものです。

インフルエンザの予防接種を受けることは義務ではありませんが、感染や発症した場合の重症化を防ぐために、下記に該当する方は予防接種をご検討ください。また、日頃から手洗いやうがいを心がけて、咳エチケットを守りましょう。

接種費用の一部助成について



1. 対象者（①または②に該当する方）

①接種当日において65歳以上の市民の方

②接種当日において60～65歳未満で下記の要件に該当する市民の方

心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に、身体障害者手帳1級に相当する障がいがある方（該当する方は接種の際に身体障害者手帳や診断書を医療機関に提示してください）

2. 助成回数、助成金額

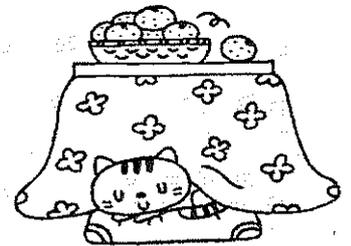
助成回数	1回
助成金額	3,500円（一部助成）

（接種料金は、医療機関によって異なります）

* 3,500円を超えた分は自己負担となります。

（接種料金）－（3,500円）＝（自己負担）

※ 生活保護世帯の方は事前の申請で、全額助成（接種費用無料）になります。
くわしくは健康課にお問合わせください。



3. 助成対象期間 令和5年10月1日（日）～令和6年2月29日（木）

4. 持参する物 健康保険証、接種料金（自己負担分）

※ 予診票は医療機関においてあります

5. 接種記録 接種後に「接種済証」が交付されます。大切に保管してください。